

### 長野県告示第713号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。  
平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
そうごう薬局 豊科店	安曇野市豊科5731-17	平成23年10月1日
せき薬局 宿岩店	南佐久郡佐久穂町大字高野町720-10	平成23年10月1日
ホーム薬局	伊那市中央4960	平成23年10月1日
ささき薬局	下伊那郡阿智村駒場407-18	平成23年10月1日

障害者支援課

### 長野県告示第714号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
飯田市南信濃八重河内1840の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第716号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡泰阜村8244の12、8244の15
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第715号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
諏訪市大字上諏訪字南尾玉6959の3、字北尾玉7327
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

**長野県告示第717号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上水内郡小川村大字稲丘字上ノ原2480の1、2481から2483まで、2485から2487まで、字小池裏4456の2、4474、4476、4477の1、4477の3、4489の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第718号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東御市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第719号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）
- 2 作業期間  
平成23年11月10日から平成24年3月23日まで
- 3 作業地域  
木曾郡上松町・南木曾町・木曾町・木祖村・大桑村

建設政策課

**長野県告示第720号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
佐久市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
佐久都市計画道路事業 3・5・20号 佐久白田線
- 3 事業施行期間  
平成23年10月20日から  
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
長野県佐久市原字地藏堂、字中島、字二階在家及び字土井田 地内
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

**長野県伊那建設事務所告示第13号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年11月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

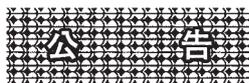
平成23年10月20日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町長藤428番の1地先から伊那市高遠町東高遠2047番の2地先まで	旧	7.0~33.0 m	1.8143 km
		13.0~59.0	1.4470
同上	新	13.0~59.0	1.4470

道路管理課



## 公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画部企画課土地対策室及び地方事務所において一般の閲覧に供します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)
農業地域	463,493	34.2	463,480	34.2

企画課土地対策室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日  
平成23年10月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ふれあい
- 代表者の氏名  
大道俊昭
- 主たる事務所の所在地  
木曾郡上松町駅前通り2丁目11番地
- 定款に記載された目的

この法人は高齢化が進み、核家族化した地域に住む人達を対象に冠婚葬祭、地域活性化などのイベントを企画・運営し、高齢者の生活を支援することによって、失われつつある地域の連帯感、伝統、しきたりを継承して活力ある地域を生み、地域商工業者及び地域全体の活性化、買物弱者の支援、人が育つ土壌・社会形成実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日  
平成23年10月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ヘルプサービスきずな
- 代表者の氏名  
村上摩美
- 主たる事務所の所在地  
千曲市大字戸倉1345番地1 小出アパートB号室
- 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の近隣地域の人々に対して、介護保険法に基づく居宅、介護予防サービス並びに、自家用有償旅客運送事業、介護保険報酬外の生活支援サービス、子育て支援サービス、一般乗用旅客自動車運送事業を行う。地域の人々とのきずな、助け合いの精神で家事、介護、子育ての負担を軽減し幅広く公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日  
平成23年10月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県小学生英語指導力検定協議会
- 代表者の氏名  
渡邊時夫
- 主たる事務所の所在地  
長野市鶴賀問御所町1293番地
- 定款に記載された目的

この法人は、長野県における小学生英語教育従事者に対して研修および検定に関する事業を行い、従事者の指導力向上を図るとともに、関連団体の相互の交流と協力によって、我が国の小学生英語教育事業の健全な発展向上および外国語教育の普及、国際人の育成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課